

平成29年度 第1回碧南市学校施設開放運営審議会次第

日時 平成29年4月20日(木)

午後2時30分より

会場 碧南市臨海体育館 会議室

- 1 挨拶ならびに会長・委員任命
- 2 委員紹介
- 3 副会長の選出
- 4 議題
 - (1) 平成29年度学校施設開放事業計画について
 - (2) 平成29年度学校施設開放利用団体
 - ① 利用団体登録状況について
 - ② 管理指導員の職務について
- 5 その他
 - (1) 学校施設開放に関する利用上の注意について
 - (2) 学校施設開放に関する条例ならびに規則について

平成29年度碧南市学校施設開放運営審議会委員名簿

	氏 名	役員職名等	備考
	新美 哲夫	新川小学校長	開放施設校の校長
	深津 研一	中央小学校長	
※	杉浦 あさの	棚尾小学校長	
※	長谷川 和美	日進小学校長	
※	角谷 和彦	西端中学校長	
	坪井 基紀	碧南高等学校長	
※	稲垣 孝臣	碧南工業高等学校長	
	杉浦 昌彦	碧南市体育協会理事長	識見を有するもの
	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員	スポーツ推進委員
	池田 定史	インディアカ協会	社会教育関係団体の代表者
	鳥居 正治	少年野球育成連盟	
	古久根 久美子	バレーボール協会	
	岡田 一穂	碧南空手道会	
	近藤 美孝	碧南市サッカー協会	

任期：平成29年4月1日～平成30年3月31日（1年）

※ 新委員

平成29年度 碧南市学校施設開放事業計画

1 事業概要

学校の体育施設を授業や行事に支障のない範囲で地域スポーツのために開放する。

利用できる者は、あらかじめ学校開放登録団体として許可を受けた団体。

2 利用団体条件

構成人員の10人以上が市内在住又は在勤の者であるグループ。

3 開放期間 平成29年4月～平成30年3月

4 開放校

(1) 小学校 (7校) 新川小、中央小、大浜小、棚尾小、日進小、鷺塚小、西端小

(2) 中学校 (5校) 新川中、中央中、南中、東中、西端中

(3) 高等学校 (2校) 碧南高等学校、碧南工業高等学校

5 開放施設及び形態

(1) 開放施設 体育館、武道場、卓球場、グラウンド、テニスコート

(2) 開放形態 別紙表参照

6 利用申請及び許可

(1) 昼間の小・中学校（グラウンド）及び高等学校

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可（許可書）を受ける。

高等学校は、行政財産使用許可申請書により、当該学校長宛に申請し許可を受ける。

(2) 昼間の小学校（体育館）、夜間の小・中学校

利用日の属する月の3ヶ月前から利用日前日まで（夜間屋外施設は3日前まで）に、碧南市公共施設予約案内システムまたは、碧南市のホームページにより、教育委員会スポーツ課へ申請し許可を受ける。

7 管理指導員

施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努める。

又、利用者に利用方法その他必要事項を指示する。

8 学校施設開放事業に係わる諸会合

(1) 運営審議会 第1回 平成29年4月20日（木）午後3時 臨海体育館

第2回 平成30年3月15日（木）午後3時 臨海体育館

(2) 代表者及び管理指導員説明会 平成29年3月26日（日）午後6時 臨海体育館

(3) 小・中学校関係者事務打合せ会 平成29年4月21日（金）午後4時 臨海体育館

平成29年度 学校施設開放事業計画（小学校）

平成29年4月1日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00～12:00		休業日13:00～17:00		体育館19:00～22:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新川 小学校	少年野球(土)(日)	新川ペガサス※	少年野球(土)(日)	新川ペガサス※	(月)	
	少年サッカー(土)(日)	新川サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	新川サッカー少年団※	(火) バレーボール	サン・マミーズ
	新体操(日)	リトルプリンセスRG※	バレーボール(土)	サン・マミーズ	(水) 新体操	みなみ新体操クラブ※
中 央 小学校	少年野球(土)(日)	碧南コスモス※	少年野球(土)(日)	碧南コスモス※	(木) バレーボール	碧南クラブ
	少年サッカー(土)(日)	中央サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	中央サッカー少年団※	(金) バレーボール	碧クラブ
	元気ッス! キッズ運動(土)	市スポーツ教室	バレーボール(土)	中央レッツ	バレーボール	ジオン軍
大 浜 小学校	少年野球(土)(日)	大浜ファイターズ※	少年野球(土)(日)	大浜ファイターズ※	(土) バスケットボール	市スポーツ教室
	少年サッカー(土)(日)	大浜サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	大浜サッカー少年団※	(日)	
	バスケットボール(日)	FTC 碧南	バレーボール(土)	大浜メイツ	(月) 新体操	リトルプリンセスRG※
棚 尾 小学校	少年野球(土)(日)	碧南ライナース※	少年野球(土)(日)	碧南ライナース※	(火) バレーボール	大浜メイツ
	少年サッカー(土)(日)	棚尾サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	棚尾サッカー少年団※	バドミントン	みんなdeリング25
	バスケットボール(土)	碧南アンビシャス	バレーボール(土)	大浜メイツ	(水) バドミントン	REC
日 進 小学校	少年野球(土)(日)	日進サッカー少年団※	少年野球(土)(日)	日進サッカー少年団※	(木) バレーボール	ZEBRA
	インディアカ(土)	ブディーノ	少年サッカー(土)(日)	日進サッカー少年団※	(金) ディスクドッチ	大浜子ども会OB会
	ソフトバレー(日)	ORENGE	バレーボール(土)	たなお	(土) バレーボール	碧南ジュニアOCEAN
鷺 塚 小学校	少年野球(土)(日)	鷺塚ジャガーズ※	少年野球(土)(日)	鷺塚ジャガーズ※	(日)	WINS
	少年サッカー(土)(日)	鷺塚サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	鷺塚サッカー少年団※	(月) スーパーキッズ	へきなん総合型スポーツ
			バレーボール(土)	鷺塚リリース	(火) バレーボール	クラブ
西 端 小学校	少年野球(土)(日)	西端少年野球クラブ※	少年野球(土)(日)	西端少年野球クラブ※	(水) 新体操	たなお
	少年サッカー(土)(日)	西端サッカー少年団※	少年サッカー(土)(日)	西端サッカー少年団※	(木) バスケットボール	リトルプリンセスRG※
			バレーボール(土)	西端ニューメイツ	(金) エアロビクス	碧南アンビシャス

グラウンド

グラウンド

団体名後の※印
スポーツ少年団所属団体

平成29年度 学校施設開放事業計画（中学校・高等学校）

平成29年4月1日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00~12:00		休業日13:00~17:00		体育館・卓球場・武道場 19:00~22:00 グラウンド・テニスコート19:00~21:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 中学校	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	(月)バスケットボール 空手道※2 (火)バスケットボール 卓球※1 (水)健康体操 空手道※2 (木)卓球※1 空手道※2 (金)バドミントン 卓球※1 (土)バスケットボール 空手道※2 (日)バスケットボール バスケットボール 卓球※1	FBB 山田道場 碧南B. B. C 中川金属卓球クラブ 新川体操クラブ 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ ひよこ卓球クラブ 山田道場 衣浦バドミントンクラブ 中川金属卓球クラブ たけくらぶ2nd 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ シーパズ BBM さくらT. C
中 央 中学校	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	(火)バスケットボール 空手道※2 (水)ソフトバレー ソフトバレー (木)バドミントン 空手道※2 (金)フットサル (土)インディアカ (日)フットサル	エクストラベル 碧南空手道会大浜支部中央※ にこにこくらぶ ソラル ジュビター 碧南空手道会大浜支部中央※ 碧南市サッカー協会フットサル委員会 ウイングス 碧南市サッカー協会フットサル委員会
南 中学校	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	(月)ソフトバレー (火)インディアカ (水)バスケットボール (木)バスケットボール (金)バスケットボール バレーボール (土)バレーボール 空手道※1 (日)バスケットボール	はびねすNTK ティアラ 碧南B. B. C WORLD TRY&ERROR 碧南ジュニアOCEAN WINS EEL 空手協会※ ガスターズ
東 中学校	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	(火)バレーボール 剣道※1 (水)バレーボール 剣道※1 (木)サッカー (金)バスケットボール (土)バスケットボール 剣道※1 (日)バスケットボール	鷲塚リリーズ 神修会 碧南ジュニアOCEAN WINS 鷲塚剣道クラブ※ 碧南フットボールクラブ 碧南クラブ FTC碧南 神修会 Tail Castle
西 端 中学校	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	(火)バレーボール バレーボール 卓球※1 (水)バスケットボール 剣道※12 (木)バレーボール 剣道※12 (金)ソフトバレー 卓球※1 (土)新体操 剣道※12 (日)バスケットボール	西端ニューメイツ ひまわり 碧南市卓球協会 源さん 西端剣道クラブ※ ウルーズ・カマラード 西端剣道クラブ※ ユッティ 碧南市卓球協会 リトルプリンセスRG※ 西端剣道クラブ※ デストロイダー
碧南高校	少年野球(日)	碧南コスモス※	少年野球(日)	碧南コスモス※		
碧南工高	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ	サッカー(日) サッカー(日)	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ		

グラウンド

グラウンド

※1 卓球場

※2 武道場

団体名後の※印

スポーツ少年団所属団体

平成29年度 利用団体の登録状況（種目別）

平成29年4月1日現在

種 目	平成29年度 登録団体	平成28年度 登録団体	比 較	平成29年度 登録人員	平成28年度 登録人員	比 較
バレーボール	16	16	0	310	301	9
バスケットボール	16	15	1	300	278	22
バドミントン	4	5	-1	57	71	-14
インディアカ	4	4	0	44	54	-10
体操（新体操・ 健康体操等）	5	5	0	140	143	-3
武道（剣道・ 空手）	7	7	0	168	180	-12
ソフトバレー・ ソフトミニバレー	12	10	2	164	149	15
卓 球	4	3	1	122	97	25
少年野球	6	6	0	274	284	-10
少年サッカー	7	7	0	509	559	-50
軟式野球	2	2	0	23	22	1
サッカー・ フットサル	10	7	3	2,029	1,936	93
ソフトボール	2	4	-2	32	53	-21
テニス・ ソフトテニス	1	2	-1	22	45	-23
その他	3	3	0	67	64	3
計	99	96	3	4,261	4,236	25

※ その他…マーチング、ディスクドッジ、よさこい踊り

平成29年度 登録団体一覧表

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
旭クラブ	バレーボール	小林 昌美	小笠原 香葉	12
EEL	バレーボール	都築 知佳	小池 祐穂	15
ウルズ・カマート	バレーボール	鈴木 雅子	鈴木 雅子	20
大浜メイツ	バレーボール	石川 幸子	禰宜田 弘美	15
サン・マミーズ	バレーボール	長田 一代	松野 清子	13
ジオン軍	バレーボール	牧 勝博	牧 勝博	10
ZEBRA	バレーボール	石川 幸子	禰宜田 弘美	10
たなお	バレーボール	高島 恵弥子	鈴木 園永	15
中央レッツ	バレーボール	長坂 ゆかり	佐藤 香菜子	14
西端ニューメイツ	バレーボール	音無 忍	原田 麻弓	13
ひまわり	バレーボール	高橋 友子	大石 弘子	10
碧南クラブ	バレーボール	佐合 よし子	長坂 ゆかり	17
碧南ジュニアOCEAN WINS	バレーボール	宗宮 直人	宗宮 直人	100
へきなん総合型スポーツクラブ	バレーボール	杉浦 民生	横山 金矢	30
碧クラブ	バレーボール	佐藤 美和子	山田 伊保里	14
鷺塚リース	バレーボール	都築 美香	大森 ルリ子	13
エクストラベル	バスケットボール	佐野 克成	佐野 克成	20
FBB	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
FTC碧南	バスケットボール	山中 裕宜子	山中 裕宜子	11
ガスターズ	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
源さん	バスケットボール	沢田 真理子	沢田 真理子	16
シーハース	バスケットボール	生田 亮紀	加藤 寿臣	19
たけしくらぶ2nd	バスケットボール	山田 修二	山田 修二	26
Tail Castle	バスケットボール	太田 友規	太田 友規	10
デストロイダー	バスケットボール	山口 和成	山口 和成	17
TRY&ERROR	バスケットボール	竹市 純	竹市 純	13
BBM	バスケットボール	村松 庄大朗	村松 庄大朗	20
碧南アンビシャス	バスケットボール	榊原 勝也	榊原 勝也	66
碧南クラブ	バスケットボール	今氏 靖浩	今氏 靖浩	20
碧南BBC	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
WORLD	バスケットボール	永井 達也	永井 達也	18
衣浦バドミントンクラブ	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	12
ジュビター	バドミントン	岡本 茂義	岡本 茂義	11
みんなdeリンゴ25	バドミントン	亀島 政司	亀島 政司	19
REC	バドミントン	磯貝 春美	磯貝 春美	15
ウイングス	インディアカ	池田 定史	池田 詔子	10
ティアラ	インディアカ	杉山 美紀	尾崎 真澄	12
ビギナース	インディアカ	杉浦 豊子	杉浦 豊子	12
ブディーノ	インディアカ	小笠原 清恵	小笠原 清恵	20
大浜子ども会OB会	テイスケット	亀島 友美	亀島 友美	34
新川体操クラブ	健康体操	鳥居 秋子	板倉 弥生	10
神起～星宿～	よさこい	神谷 誠	日高 志保	20
碧南新体操クラブ	新体操	亀薦 初野	亀薦 初野	35
へきなん総合スポーツクラブ	スーパーキッズ運動	杉浦 民生	長崎 良亮	30
みなみ新体操クラブ	新体操	三島 恵	大山 裕子	22
リトルリンセスRG	新体操	水野 加奈子	鈴木 のぞみ	43
空手協会	空手道	井上 浩之	井上 浩之	20
碧南空手道会大浜支部中央	空手道	角谷 利明	角谷 剛	20
碧南市空手スポーツ少年団新川支部	空手道	岡田 一穂	岡田 一穂	19
山田道場	空手道	山田 守	山田 守	12
神修会	剣道	鈴木 章博	鈴木 章博	40
西端剣道クラブ	剣道	原田 勝美	佐藤 千早	38
鷺塚剣道クラブ	剣道	松崎 光夫	松崎 光夫	19
ORANGE	ソフトバレー	山口 京子	榊原 久代	10
コスモス	ソフトバレー	杉浦 高之	加藤 仁美	18
Copan	ソフトバレー	川手 真弓	川手 真弓	10
ソラー	ソフトバレー	中田 真也	中田 真也	12
中央ビース	ソフトバレー	生田 かおり	生田 かおり	15
にこにこくらぶ	ソフトバレー	筒井 里美	筒井 里美	14
ば・ばレー部	ソフトバレー	津瀬 亜瑞美	津瀬 亜瑞美	14
はびねすNTK	ソフトバレー	鈴木 ナツキ	浅井 静香	10

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
P-Nuts	ソフトバレー	杉浦 美香	杉浦 正美	16
フレッシュ	ソフトバレー	福田 武士	福田 武士	16
マキャロット	ソフトミニバレー	鈴木 佳世子	鈴木 和江	13
ユッティ	ソフトバレー	原田 麻弓	佐藤 一行	16
さくらT.C	卓球	武保 敬一	石川 好志	29
中川金属卓球クラブ	卓球	武保 敬一	石川 好志	65
ひよっ子卓球クラブ	卓球	杉浦 義隆	杉浦 義隆	12
碧南市卓球協会	卓球	岩間 己喜夫	岡本 章	16
愛五鼓笛隊	マーチング	鈴木 道男	鈴木 千代	13
碧南市サッカー協会フットサル委員会	フットサル	角谷 泰善	角谷 泰善	215
大浜ファイターズ	少年野球	磯貝 大蔵	磯貝 大蔵	44
新川ベガサス	少年野球	山田 龍二	山田 龍二	41
西端少年野球クラブ	少年野球	鳥居 牧夫	原田 政一	17
碧南コスモス少年野球クラブ	少年野球	杉浦 秀夫	杉浦 秀夫	43
碧南ライオンズ	少年野球	鳥居 正治	三輪 直敬	69
鷺塚ジャガーズ	少年野球	杉浦 行一	杉浦 賢次	60
大浜サッカー少年団	少年サッカー	富田 芳和	富田 芳和	76
新川サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 良一	後藤 幸彦	111
棚尾サッカー少年団	少年サッカー	石川 征二	石川 征二	85
中央サッカー少年団	少年サッカー	建部 誠	建部 誠	41
西端サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 弘幸	鳥居 弘幸	86
日進サッカー少年団	少年サッカー	黒田 巖	黒田 巖	45
鷺塚サッカー少年団	少年サッカー	服部 茂	服部 茂	65
OCEAN'S9	軟式野球	生田 亮紀		11
愛建連碧南支部ソフトボール部	ソフトボール	原田 友和		16
JAあいち中央碧南青年部野球部	軟式野球	磯貝 定弘		12
碧雲レボトラ	ソフトボール	神谷 豊		16
千古園	サッカー	油谷 奏一郎		15
戦闘民族	サッカー	萩原 節美		11
西端FC	サッカー	竹内 博行		18
碧南市サッカー協会	サッカー	榊原 健		1505

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南市サッカー協会シニア委員会	サッカー	杉浦 光		108
碧南市サッカー協会U-15トレセン	サッカー	榊原 健		
碧南市消防第5分団	サッカー	伊藤 新一郎		16
碧南フットボールクラブ	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	124
碧フットボールスクール	サッカー	杉浦 光		17
碧南ソフトテニスジュニアクラブ	ソフトテニス	大井 一晃		22
夜間屋外施設点灯員	新川中		石川 信夫	
夜間屋外施設点灯員	西端中		若園 春三	
夜間屋外施設点灯員	東中		東海林 秀治	
夜間屋外施設点灯員	中央中		野々山 良子	

学校施設開放管理指導員の職務について

1 管理指導員の任務について

- (1) 開放施設および設備の利用の仕方を習得し、利用者への指示指導が出来るように努めるものとする。
- (2) 体育館の鍵、管理日誌は、公民館で保管するため、開放の都度公民館へ取りにきて、返却すること。

○鍵が保管されている公民館は、

新川小学校、新川中学校…新川公民館

中央小学校、中央中学校…中部公民館

大浜小学校 …大浜公民館

棚尾小学校、南 中学校…棚尾公民館

日進小学校 …日進公民館

鷺塚小学校、東 中学校…鷺塚公民館

西端小学校、西端中学校…農業者コミュニティセンター

○貸出、返却時間

午前の利用者… 8時30分以降に借り、12時30分までに返却すること。

午後の利用者…12時30分以降に借り、17時30分までに返却すること。

夜間の利用者…17時30分以降に借り、翌8時30分までに返却すること。

※夜間利用者は、鍵・管理日誌を利用後、はめ込み型ポストに投函してください。

この時、外部からとれないようにしっかりと奥まで入れてください。

- (3) 開放前後の電気の点滅、開放後の施設の整備、清掃、火気、窓、扉などの施錠の確認をし、門扉を閉めること。
- (4) 施設および利用者の安全管理に留意し、管理後は管理日誌に利用状況を記載する。
- (5) **利用後は、管理日誌に添付してある確認項目（別紙参照）を必ず確認すること。**
- (6) 万一事故等があった場合は、適切な処置後直ちにスポーツ課へ連絡すること。

※連絡先 市スポーツ課 (臨海体育館内) 48-5311

高校 (株総合警備保障ガードセンター (0564) 24-8041

小・中学校

セコム (日進・西端中) (0564) 23-3921

中 京 (上記以外) (0563) 56-3082

2 施設の管理

(1) 体育館・卓球場・武道場の利用

ア 利用施設・設備の範囲

体育館、トイレ、水飲場、支柱、卓球台、ネットなどは利用出来るが、ボール、ラケットは各自持参すること。

イ 照明施設

管理指導員が点灯、消灯を必ず行うこと。他の者には触れさせない。

ウ 利用後の整理

翌日の学校教育に支障をきたさないように設備・備品の片付け、清掃、戸締りの状況などを確認すること。

(2) グラウンド・テニスコートの利用

ア 利用施設・設備の範囲

グラウンド、テニスコート、トイレ、水飲場、ネット、整地用具などは利用出来るが、ボール、バット、ラケットなどは各自持参すること。

イ 利用後の整理

翌日の学校教育に支障をきたさないようにグラウンド・テニスコートの整地および設備・備品の片付け、清掃状況などを確認すること。

(3) 利用者への指導

別紙（学校体育施設開放に関する利用上の注意）により、指導を徹底すること。

(4) その他

ア 破損等を発見した場合は、速やかに利用校及びスポーツ課へ連絡すること。

イ 駐車場のごみ、忘れ物の確認をすること。

ウ 自動車・自転車は指定された場所に必ず駐車させること。

エ 利用者の安全に十分留意すること。

学校体育施設を利用する皆さんへ

体育館・卓球場・武道場利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。

4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。

喫煙は、学校敷地外で各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。

- 5 ごみ・空き缶などは利用者が持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。

- 6 体育館内では、屋内専用シューズに履き替えること。
と。屋内用と屋外用とを区別して使用すること。
(体育館外での休憩、トイレに行くときなども入
口で履き替えること。)

- 7 利用後は火気の点検、施設・設備の整理、体育館内外の清掃、施錠などを必ず行うこと。

- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる
ことがあります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…体育館・卓球場・武道場・トイレ・水飲場
備品…支柱・卓球台・得点板・ネットなど

学校体育施設を利用する皆さんへ

グラウンド・テニスコート利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。

4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。

喫煙は、学校敷地外で各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。

- 5 ごみ・空き缶などは利用者が持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。

- 6 利用後はグラウンド及び設備の整理、清掃を必ず行うこと。

- 7 テニスコート利用者はテニスシューズを使用し、
利用後は必ずブラシかけ、ローラーを引くこと。

- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる
ことがあります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…グラウンド・テニスコート・トイレ・水飲場
備品…ネット・整地用トンボ・ローラーなど

学校施設開放に関する利用上の注意

1 開放の形態

開放校と開放時間

対 象	開放日・開放時間	開放施設	条 件
屋内 午前	休業日9:00～12:00	体育館	登録団体でその学校使用の許可を得た団体
屋外 午前		グラウンド	
屋内 午後	休業日13:00～17:00	体育館	
屋外 午後		グラウンド	
屋内 夜間	各曜日毎19:00～22:00	体育館 卓球場 武道場	
屋外 夜間		グラウンド テニスコート	

2 利用の申請と許可

(1) 昼間の小学校（体育館）、夜間の小・中学校

使用月の3ヶ月前から前日までに市内の公共施設予約案内システム【利用者端末機、碧南市のホームページ（パソコン、携帯電話）】により利用申請すること。

※屋外ナイター施設（グラウンド、テニスコート）利用の申請については、3日前までに申し込むこと。

●利用者端末機

市役所、文化会館、臨海体育館、南部市民プラザ、東部市民プラザ、
農業者コミュニティセンター

(2) 昼間の小・中学校（グラウンド）

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可（許可書）を受けること。
変更等があった場合は、速やかにスポーツ課に連絡すること。

3 使用料及び照明料

施 設	施設使用料	
	体育館等使用料	夜間照明施設使用料
体育館	無 料	全面1時間 4 2 0 円
卓球場		
武道場		
グラウンド		全面2時間 4, 3 2 0 円
テニスコート		1面2時間 6 0 0 円

4 賠償責任

利用者が開放校の施設、備品、設備等を破損したり、紛失した場合は、利用者が賠償すること。

5 利用上の注意事項

(1) 管理指導員の指示に従うこと。

(2) **利用の際は、利用許可証（別添）を必ず持参すること。**

(3) 開放施設以外には絶対入らないこと。

(4) **学校敷地内では、喫煙・飲酒をしないこと。**喫煙は学校の敷地外で行い、吸殻入れは各団体で用意すること。

(5) ごみ等は利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。

- (6) 利用後は、火気の点検、施設等の整理、清掃、屋内においては、施設内すべての施設などを必ず行い、屋外においては、グラウンド・テニスコートの整地を行うこと。
- (7) 体育館利用の場合は、屋内シューズ、テニスコート利用の場合は、テニスシューズを使用すること。
- (8) 自動車および自転車の乗り入れ・駐車は整頓よく行い、管理指導員の指示に従うこと。
- (9) 施設、物品を破損した場合、必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。(児童、生徒への危険回避のため。)
- (10) 利用団体に所属しない者を施設内に入れない。ただし、試合等での相手チーム、審判員、救護員等はその限りではない。マナーを守り責任を持って使用すること。
- (11) 利用後は、校門を閉めること。
- (12) 子ども(中学生以下)のいる団体については午後9時までに終了すること。
- (13) その他、スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備を大切に扱うこと。
(別紙「学校体育施設を利用する皆さんへ」を会員に配布し、記載事項を遵守すること)
- (14) 雨天の場合、ナイター利用ができるかどうかは、当日の午後5時以降に臨海体育館に確認すること。又、明らかに雨天のため利用ができない場合は、速やかに臨海体育館に連絡すること。(臨海体育館 TEL48-5311)
ただし、休館日の場合は、代表者が夜間屋外施設点灯員に確認すること。
新川中学校 石川 信夫 48-3877
中央中学校 野々山良子 41-0196
東中学校 東海林秀治 41-7597
西端中学校 若園 春三 48-1029

6 利用できる施設・設備の範囲

区分	施設	設備	備品
屋内	体育館・武道場・卓球場	トイレ・水飲場	支柱・卓球台・ネット・得点板など
屋外	グラウンド・テニスコート	トイレ・水飲場	ネット・整地用トンボ・ローラーなど

7 利用の中止および登録の取り消し

利用団体が申請と異なった利用をした場合、利用の中止および登録の取り消しを行います。※上記の注意事項を守らなかった場合についても、利用の中止および登録の取り消しを行います。

8 支払い

- (1) 口座引落の場合は、後納となります。(利用日の翌月末日に引落になります。)
- (2) 現金支払いの場合は、原則的には公民館窓口等にて当日お支払いをお願いします。(屋内施設利用団体は、鍵を取りに行く際・屋外ナイター施設利用団体につきましては、最寄りの公民館にて)

9 取り消し

自己の都合で取り消しをする場合は、1週間前までに行なって下さい。

※1週間～前日は半額、当日の取り消しは全額のキャンセル料がかかります。この場合のキャンセルは、文化会館、臨海体育館、南部市民プラザ、東部市民プラザ、農業者コミュニティセンター、各公民館で行なって下さい。

10 学校行事による不可

- (1) 学校行事等により、利用不可の場合、前月の20日頃までに各公民館（西端小、西端中の場合は、農業者コミュニティセンターです。）に連絡が行きます。臨時に利用不可の連絡がありますので、管理指導員は定期的に確認してください。
- (2) 施設の利用不可連絡が入った場合原則として団体で取り消しをしてください。
- (3) 利用日まで1週間以上の期間がない場合、スポーツ課より電話にて各団体に連絡をします。又、この場合には、スポーツ課にて取り消しを行ないます。

11 公民館休館日による不可

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 月曜日及び月曜祝日に伴う火曜日休館日

※但し、大浜公民館、棚尾公民館、新川公民館は除く。対象は屋内施設とします。

12 その他

- (1) 台風等による利用の中止について

暴風警報が発令された場合は、利用はできません。又、暴風警報が発令されることが予想される場合で利用を中止する場合は臨海体育館まで連絡してください。

- (2) 自動体外式除細動器（AED）設置について

設置場所 各学校の来賓用玄関周辺【施設内となります】

AED周辺には表示看板が設置されています。

碧南工業高等学校については、管理棟と授業棟間の渡り廊下及び自動販売機横に設置されています。

使用時において、玄関が施錠されている場合は、ガラスを割り施設内に入りAEDを持ち出して使用願います。

- (3) AEDの貸し出しについて

スポーツ課においてAED（2台）の貸し出しを行なっています。

- (4) その他 ①消防署等で行なわれる普通救命講習会ではAEDの使用方法が盛り込まれておりますので、各団体において積極的な受講をお願いします。
- ②AEDを実際に使用した場合は、速やかに学校及びスポーツ課までご連絡をお願いします。
- ③1歳未満の乳児に対しては使用しないようお願いします。1歳～8歳未満の小児の場合は、小児用パッドを使用願います。

○碧南市学校施設開放運営審議会条例

平成5年3月11日

条例第14号

改正 平成23年12月26日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市学校施設開放運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の施設開放の運営について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 施設開放校の校長
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命された碧南市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、碧南市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第4条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

○碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

平成5年3月25日

教育委員会規則第6号

改正 平成6年5月26日教委規則第6号

平成9年6月30日教委規則第6号

平成23年3月28日教委規則第4号

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則（昭和52年碧南市教育委員会規則第2号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第47条第2項の規定に基づき、市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の施設の社会教育のための開放（以下「学校開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開放校の指定）

第2条 教育委員会は、小中学校の施設の状況を考慮して、学校開放の対象とする小中学校（以下「開放校」という。）を指定するものとする。

（開放施設）

第3条 学校開放の対象とする施設は、開放校の体育施設等（屋内及び屋外の体育施設並びに当該施設の設備をいう。以下「開放施設」という。）とする。

（管理指導員）

第4条 開放施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努めるため、開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に当たり利用者に利用方法その他必要な事項を指示することができる。

（利用の対象者）

第5条 開放施設を利用できる者は、開放施設の利用について教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

2 登録団体は、構成人員の10人以上が市内に在住し、又は在勤している者でなければならない。

(団体の登録)

第6条 登録団体の登録を受けようとする団体の責任者は、学校開放施設利用団体登録申請書に学校開放施設利用団体会員名簿を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、登録を適当と認めたときは、学校開放施設利用団体登録簿に登録し、学校開放施設利用団体登録証（様式第1号。以下「登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日（登録を受けたのが4月2日以降の場合は、登録を受けた日）に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、利用日の属する月の初日前3月から利用日当日（照明設備を利用する場合にあっては、利用日前3日）までに学校開放施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録証を提示しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の利用を許可するときは、学校開放施設利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用許可の申請等の特例)

第7条の2 開放施設の利用許可の申請等については、前条の規定にかかわらず、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則（平成23年碧南市規則第2号）に規定する碧南市公共施設予約案内システムを利用する方法によることができる。

(利用の中止命令及び登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の中止を命じ、又は登録の取消しをすることができる。

- (1) 申請内容と異なった利用をしたとき。
- (2) 管理指導員の指示に従わなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上著しく支障のある行為をしたとき。

(利用の許可の取消し及び変更)

第9条 教育委員会は、学校教育又は開放施設の管理上支障があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は変更することができる。

- 2 開放校の校長は、開放施設の利用の許可の取消し及び変更についての理由が発生したときは、利用日前7日までに教育委員会に通知するものとする。

(事務の委任)

第10条 教育委員会は、開放施設の利用が一時的である場合には、第7条の規定による利用の許可に関する事務を開放校の校長に委任する。この場合において、第7条中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長」と、様式第2号中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長職氏名」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか学校開放について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の碧南市立小中学校施設に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により学校開放利用団体として登録を受けている団体は、その有効期間が満了するまでの間は、この規則の規定により登録を受けた団体とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている学校開放利用許可書は、この規則の規定により交付を受けた学校開放施設利用許可書とみなす。

附 則（平成6年5月26日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている許可申請書又は交付を受けている利用許可書は、この規則の規定により提出された許可申請書又は交付を受けた利用許可書とみなす。

附 則（平成9年6月30日教委規則第6号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、利用許可の申請に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。